

国税通則法改悪反対の闘いをすすめよう！

菅民主党政権は「平成23年度税制改正大綱」を閣議決定しました。

「税制改正大綱」には「納税者権利憲章」の策定、国税通則法「改正」が含まれています。

私たちが求めてきた「納税者の権利憲章」とは全く別物の「憲章」策定を狙う

民商・全商連は納税者の権利を法的に確立するため「納税者権利憲章」の制定を求めてきました。昨年11月には「納税者の権利憲章」第2次案を発表したところです。

民主党自身も「マニフェスト」に民商・全商連の主張に一定合致するような「憲章」の制定を盛り込んでいました。しかし、今回の「税制改正大綱」に盛り込まれた「納税者権利憲章」は、国税庁が作成する「行政文書」とされており、当然のことながら国税庁などに対する強制力もなく、納税者の権利保護もあいまいで、民主党のマニフェストからも後退した内容で「権利憲章」とは名ばかりの物にされる危険が強くなっています。

国税通則法の改悪でいっそうの納税者の権利剥奪を狙う

国税通則法は、国税に関する一般法で、納税者と税務当局の闘いのもとになってきた法律です。

民商・全商連は1960年に新設された際には、記帳義務など5項目を削除させ、さらに84年の「納税環境整備」としての収支内訳書の提出強要など、税務行政の横暴を助長する策動には一貫して大闘争をくりひろげ、納税者の権利を守ってきました。

今回の国税通則法改悪は、「制定以来、最大の見直し」として①白色申告者の記帳の義務化、②修正申告の強要、③再調査権の新設、④事前通知の例外の明文化、⑤税務調査にあたって、従来の質問検査権の行使の他に「提示」「提出」を求められるなど領置権の拡大、⑥挙証責任の義務化など、どれも国税当局が長年達成できなかった調査権強化のオンパレードで納税者の手足を縛り、申告納税制度を根本から破壊するものとなっています。

「国税通則法の改悪反対・納税者の権利確立を求める」新署名に取り組みます

1月7日の春日井民商第2回理事会では、国税通則法改悪の策謀を許さないために、今回のたくらみを会員に知らせ、会外の業者や市民にも訴えて、大きな世論と運動を作り上げる。そのために新しい「国税通則法の改悪反対・納税者の権利確立を求める」署名に取り組むことを確認しました。

1月17日に「国税通則法学習会」を開催

緊急に取り組みをすすめるため、当初「所得計算の方法」の学習会を予定していた1月17日(月)に「国税通則法」の学習会を行うことにしました。多数ご参加ください。

確定申告に向けて

自信を持ってのぞめるよう
学習会を計画しました！

- 1月25日(火) 確定申告書の書き方
- 1月31日(月) 減価償却など決算仕訳
- 2月2日(水) 消費税の計算と申告

いずれも午後7時から事務所2階で

どなたでも参加できます。

多数ご参加ください！

国税通則法改悪の狙いを学ぶ

国税通則法学習会

1月17日(月) 午後7時～

春日井民商事務所2階

年末調整講習会はあと2日です

年末調整講習会に持ってくるもの

- ◎税務署から来た封筒
- ◎源泉徴収簿のファイル
- ◎給与台帳など給与の支払い状況のわかるもの
- ◎従業員と扶養家族の氏名・生年月日、生命保険などの控除証明書
- ◎従業員の国保・年金などの支払金額のわかるもの
- ◎1月から6月までの源泉税の領収書
- ◎筆記用具・計算機・認め印

日時	10時～	2時～	7時～
1月17日(月)		⑧	
1月19日(水)	⑨	⑩	⑪

1月の無料法律相談は

1月18日(火) 4時からです

相談希望の方は事前に予約ください
電話 81-1482